

契約野菜安定供給事業

野菜の契約取引に伴って生じるリスクを軽減するための国の制度です。

野菜の契約取引を対象に、市場価格の動向等によって、国・県・生産者があらかじめ造成した資金から補給金を生産者に交付します。

対象品目

「だいこん・にんじん・ごぼう」など指定野菜14品目、特定野菜等29品目が対象です。
(※対象となる出荷期間があります。)

なお、以下の基準を満たしているものが対象です。

- JAまたは一定規模を有する法人・団体（指定野菜にあっては独立行政法人農畜産業振興機構の登録を受ける必要）で販売金額を共同計算していること
- 出荷者と実需者又は出荷者と中間業者が書面により契約した取引であること
- 国が指定する指定産地、県が選定する特定産地であること



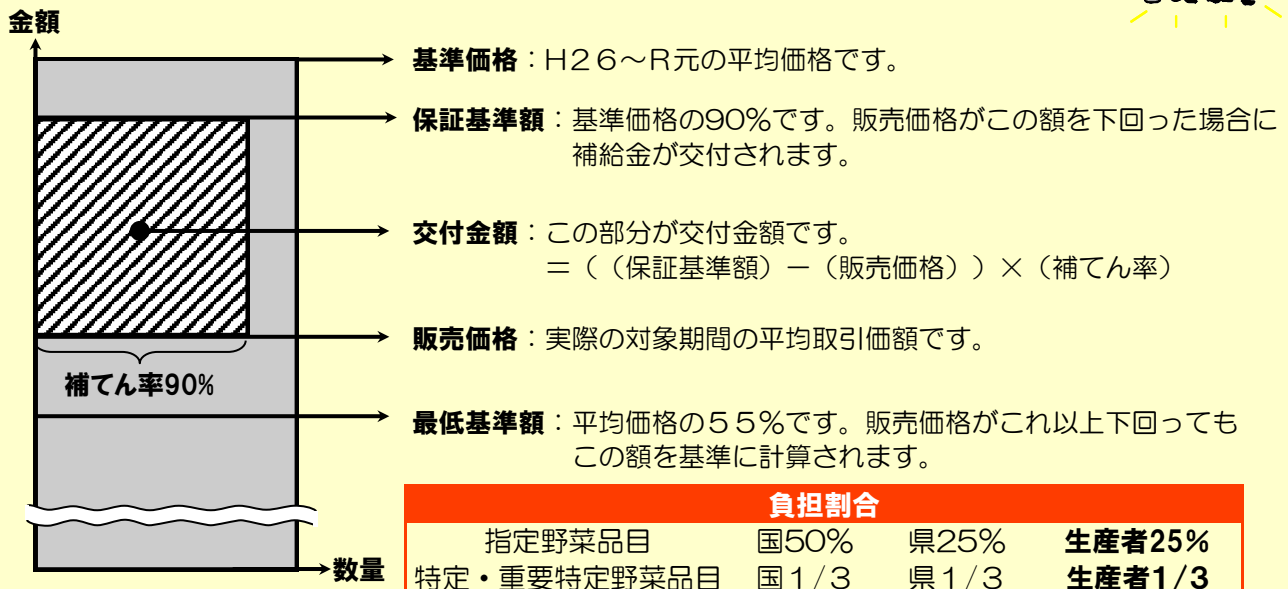
事業タイプ

- ◆収入保険との同時利用
- ・価格低落タイプは、初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間に限り同時利用できます。
(収入保険の補てん金は、野菜価格安定制度の補給金を控除して計算)
- ・数量確保タイプと出荷調整タイプは同時利用できません。

生産者が負うリスクを軽減するため、3つのタイプが措置されています。

- 価格低落タイプ：市場価格に連動して価格が変動する契約で、価格の著しい低落が生じた場合に補てん
- 数量確保タイプ：定量定価供給契約で、天候不良等により契約数量を確保できない場合に契約数量を確保するのに要する経費を補てん
- 出荷調整タイプ：定量供給契約で、契約数量を確保するため余裕のある作付を行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てん

資金造成と交付の内容(価格低落タイプ)の例



【資金造成の例:ながいも(10月～12月出荷)1t加入の場合】

最高補てん金額分を資金造成します。販売価格が最低基準額を下回った場合は、この金額が交付金額となります。

$(\text{保証基準額} 267.50 \text{円} - \text{最低基準額} 163.36 \text{円}) \times 90\% \times 1,000 \text{kg} \doteq 93,730 \text{円}$

※生産者負担金額は、 $93,730 \text{円} \times \text{負担割合} 1/3 \doteq 31,244 \text{円}$ です。

【事業のお問い合わせ先】

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会 017-729-8696

青森県農林水産部農産園芸課野菜・花き振興グループ 017-722-1111 (代表)



決め手は、青森県産。